

1 趣 旨

- ・新型コロナウイルスの影響が長期化する中、生活に困窮される方々の増加、自殺者数の増加などが見られ、いのちに直接関係する支援が必要とされてきています。
- ・こうした中で、大阪府共同募金会では、令和2年度において、中央共同募金会及び各都道府県共同募金会と協働し、新型コロナウイルスの影響下でさまざまな福祉課題に取り組む団体・グループを対象に支援を行うための助成事業として、三回にわたる募金・助成を実施してまいりました。
- ・しかし、依然として新型コロナウイルスの終息時期は見通せず、福祉的な支援の必要性は継続していることから、大阪府共同募金会では、令和3年度も、中央共同募金会及び各都道府県共同募金会とともに、「いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～」事業を実施します。
- ・今回の助成にあたっては、自殺防止活動をはじめとする民間の相談・支援活動、食支援や居住支援など、居場所を失った人への支援活動などを中心として支援を行うこととします。

2 主 体

- ・助成事業については大阪府共同募金会が実施します。
- ・募金については中央共同募金会及び大阪府共同募金会が実施します。

3 募 金

1) 募集期間

令和3年4月1日（木）～6月30日（水）（予定）

2) 使 途

いのちの問題に直結する生活課題に対して支援を実施する、以下の重点活動を中心に、地域や社会の状況に応じてコロナ禍に起因した困りごとを抱えた方々を支援する活動を広く助成します。

【重点的に助成する事業】

- ア) 自殺防止活動をはじめとする民間の相談・支援活動
- イ) 食支援や居住支援など、居場所を失った人への支援活動

※使途の公表：寄付金の使途は大阪府共同募金会のホームページで報告します。

3) 寄付金受入口座

○中央共同募金会受付分

金融機関：三井住友銀行 東京公務部

預金種別：普通預金 0162530
口座名義：社会福祉法人 中央共同募金会
※同行本支店間での振込手数料は無料です。

○大阪府共同募金会受付分

金融機関：ゆうちょ銀行
預金種別：00990-8-220
口座名義：社会福祉法人 大阪府共同募金会
※同行本支店間での振込手数料は無料です。

※振込用紙の通信欄に必ず「いのちをつなぐ支援活動を応援！募金」とご記載ください。

※領収書の発行を希望される場合は、通信欄に必ず「領収書 必要」とご記載ください。大阪府共同募金会名義で領収書を発行します。

4) その他のご寄付の方法

オンライン寄付（クレジットカード・コンビニ決済・ペイジー等でのご寄付）もご利用いただけます。

⇒中央共同募金会ホームページ

<https://hanett.akaihane.or.jp/donate/entry/367/> をご参照ください。

5) ご寄付について

・ご寄付は、特定公益増進法人に対する寄付として所得税、法人税の優遇の対象となります。

4 助 成

1) 趣旨

いのちの問題に直結する生活課題に対して支援を実施する、以下の重点活動を中心に、地域や社会の状況に応じてコロナ禍に起因した困りごとを抱えた方々を支援する活動を広く助成します。

【重点的に助成する事業】

ア) 自殺防止活動をはじめとする民間の相談・支援活動

イ) 食支援や居住支援など、居場所を失った人への支援活動

2) 助成募集及び選定方法

公募により募集し、大阪府共同募金会における審査により選定します。

3) 助成対象団体

・1) の趣旨に合致する活動に取り組み実施している団体・グループを対象にします。

- ・法人格の有無は問いません。任意団体も対象としますが、個人及び営利企業は対象外とします。
- ・ただし、できるだけ多くの団体に対して助成を行うため、令和2年度において当会から共同募金以外のコロナ関係助成金を受けた団体は除きます。

4) 助成対象事業

助成申請書を提出し、1)の趣旨に合致するものとして当会が承認した事業

5) 助成対象外事業

- ・活動の対価として報酬を受けたり、営利のために行う事業
- ・他の補助金との重複や公的補助の対象となる事業
- ・政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業

6) 対象経費

助成対象事業の下記の費用

- ・旅費交通費：活動実施に協力した方の交通費（実費）
- ・通信運搬費：活動実施に伴う電話・FAXの使用料
- ・消耗器具備品費：活動実施に伴い購入した消耗品及び備品の購入費
- ・印刷製本費：活動実施に伴う印刷経費（チラシ、看板等）
- ・水道光熱費：活動実施に伴い支払う電気、ガス、水道代
- ・会議費：活動実施に伴う飲み物代等（打合せも含む）
- ・賃借料：活動実施に伴う会場の賃借料、レンタル料等
(貴団体・貴団体関係者所有する会場を使用した場合は対象外)
- ・車両費：活動実施に伴う車両の燃料費等
- ・保険料：ボランティア行事保険料

7) 助成事業実施の対象期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）までに実施される事業

8) 助成金額

1団体あたりの助成額の上限：50万円

1団体あたりの助成額の下限：20万円

9) 助成総額：400万円（予定）

※全国キャンペーンによる皆様からの募金を原資として助成を行います。

※あくまで現時点での予定であり、募金活動の実績により助成総額は変動します。

1 0) 助成申請方法

助成申請書を本会にメールで提出してください。

(代表者印の押印は不要です)

1 1) 助成決定

- ・助成決定は、応募団体あてに通知を郵送します。
- ・助成金は精算払いとします。
- ・助成決定団体には、活動終了後1か月以内に活動・精算報告書及び経費の領収書のコピーを提出していただき、本会で確認の上送金します。
- ・報告書の様式は助成決定時にお示しいたします。
- ・活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。

1 2) 助成決定までの日程

- ・申請受付：令和3年4月19日(月)～5月31日(月)(必着)
- ・結果通知：令和3年7月中旬(予定)
- ・活動・精算報告書及び経費の領収書(コピー)の提出期限：事業終了後1か月以内
- ・助成金の送付時期：上記活動・精算報告書及び経費の領収書(コピー)内容に問題がないと当会が判断した後1か月以内

5 本件の担当・お問い合わせ先

大阪府共同募金会(担当：西田、桜淵、熊谷)

E-mail: ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp / TEL.06-6762-8717